様式第14号（第40条関係）

令和　5年　5月　15日

県南　広域振興局長

提出者　アズマプレコート株式会社　一関工場
住所　〒021-0822　岩手県一関市東台14-41
氏名　一関工場長　佐々木　章　印

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第１項（第82条第２項）の規定により、次のとおり提出します。

１．事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	アズマプレコート株式会社　一関工場	＊整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県一関市東台14-41	＊受理年月日	年　月　日
エネルギー使用量	2,705　kl	＊施設番号	
自動車の使用台数	台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	2023年　5月　15日　計画年度の為		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

２．県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
一関工場	〒021-0822　岩手県一関市東台14-41	2,705 kℓ
		kℓ
		kℓ

備考１　＊印の欄には、記載しないこと。

２　エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第１項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第２項に該当する場合に記載すること。

３　エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第４条の方法により原油の数量へ換算した量を記載すること。

74-2

別紙　その１（工場又は事業場用）

１　二酸化炭素の排出の状況及び排出量の計画

二酸化炭素排出量（ 2022 年度使用量）

	エネルギー使用量				二酸化炭素の排出状況	
	項　目		使用量（A）	原油換算量（kℓ）	排出係数(B)	排出量（A×B）（t−CO２）
燃料及び熱	原油（コンデンセートを除く）		kℓ		2.62 t−CO2／kℓ	
	原油のうちコンデンセート（ＮＧＬ）		kℓ		2.38 t−CO2／kℓ	
	揮発油		2 kℓ	2	2.32 t−CO2／kℓ	5
	ナフサ		kℓ		2.24 t−CO2／kℓ	
	灯油		3 kℓ	3	2.49 t−CO2／kℓ	9
	軽油		kℓ		2.58 t−CO2／kℓ	
	Ａ重油		7 kℓ	7	2.71 t−CO2／kℓ	19
	Ｂ・Ｃ重油		kℓ		3.00 t−CO2／kℓ	
	石油アスファルト		t		3.12 t−CO2／t	
	石油コークス		t		2.78 t−CO2／t	
	石油ガス	液化石油ガス（ＬＰＧ）	t		3.00 t−CO2／t	
		石油系炭化水素ガス	千㎥		2.34 t−CO2／千㎥	
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（ＬＮＧ）	1,317 t	1,855	2.70 t−CO2／t	3,552
		その他可燃性天然ガス	千㎥		2.22 t−CO2／千㎥	
	石炭	原料炭	t		2.61 t−CO2／t	
		一般炭	t		2.33 t−CO2／t	
		無煙炭	t		2.52 t−CO2／t	
	石炭コークス		t		3.17 t−CO2／t	
	コールタール		t		2.86 t−CO2／t	
	コークス炉ガス		千㎥		0.85 t−CO2／千㎥	
	高炉ガス		千㎥		0.33 t−CO2／千㎥	
	転炉ガス		千㎥		1.18 t−CO2／千㎥	
	その他の燃料	都市ガス	千㎥		2.23 t−CO2／千㎥	
		（　）	（ ）		0.00 t−CO2／（ ）	
		（　）	（ ）		0.00 t−CO2／（ ）	
	産業用蒸気		GJ		0.06 t−CO2／GJ	
	産業用以外の蒸気		GJ		0.06 t−CO2／GJ	
	温水		GJ		0.06 t−CO2／GJ	
	冷水		GJ		0.06 t−CO2／GJ	
	小計			1,867		3,584
電気	電気事業者	昼間買電	1,646 千kWh	423	*0.488* t−CO_2／千kWh	803
		夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	948 千kWh	244		
		夜間買電	1,732 千kWh	415	*0.488* t−CO_2／千kWh	845
	その他	上記以外の買電	千kWh		*0.550* t−CO_2／千kWh	
		自家発電	千kWh		t−CO_2／千kWh	
	小計			838		1,648
合計				2,705		5,232

備考1　原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により換算するものとする。

2　二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）の第3条の規定により算定するものとする。

3　エネルギー使用量の使用量（A）の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

4　「夏期・冬期における電気需要平準時間帯」については、昼間買電の内数であるため「()」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

2　二酸化炭素の排出の抑制のための措置

（1）二酸化炭素の排出を抑制するための具体的な取組（計画）

【目標値】CO2排出量を生産量比較で毎年1%以上削減する。

【具体的な取組】

①電気

事務所・厚生棟・工場の照明を不要な箇所は消灯させ、人がいない場合は全消を徹底させる。
こまめな消灯を行い、LED化で電気使用量の削減と不要な電気の消灯。
夏季の冷房設定温度を28℃に設定し、必要ない場合は電源を切る。

②灯油・重油

冬季の事務所・厚生棟・工場の暖房は20℃に設定し、社員はウォームビズを徹底する。
灯油・A重油の使用量を10%以上削減する。

③LNG

乾燥炉・脱臭炉の生産時以外での設定温度を下げ、更に待機モード使用により、
排気風量を下げ燃料使用量と電気使用量の削減を図る。

（2）計画実現のための具体的な方法

全社員の目の届く箇所に省エネポスター等を掲示し夏季・冬季省エネ活動
工場ミーティング時での省エネ措置の理解度を高揚。

（3）計画の達成度の把握方法

省エネ委員会で、年間エネルギー使用量の目標削減量に対してどの程度達成できているか
を報告し、CO2排出量の取り組みに対しての達成度を報告する。その達成度が不足の場合
は、新たな改善点の洗い出しを行い、改善を行う。

3　その他の地球温暖化の対策に関する事項

・紙使用量削減、裏紙の再利用及び複数コピーの場合は両面コピーとする。
・節水及び給水箇所の水量を適正管理。
・冬季以外の蒸気使用量削減で燃料使用量削減。